

茨木市東西軸 ガイドライン （素案）

Guidelines for Street Design of East-West Axis in Ibaraki City



もくじ

1 はじめに	
(1) 背景	1
(2) 目的	2
(3) 位置づけ	2
(4) 対象範囲	2
(5) 対象とする空間	2
2 東西軸の特徴・ニーズ	
(1) 東西軸や中心市街地の特徴	3
(2) 東西軸に対するニーズ	4
3 目指すべき将来像	5
4 将来像を実現するためのデザイン指針	
(1) 中央通りのデザイン指針	6
(2) 東西通りのデザイン指針	1 4
5 将来像の実現に向けて	
(1) 将来像を実現するための運用体制	2 1
(2) ともに創るストリートの実現に向けて	2 2
(3) 支援メニュー	2 5
(4) 実現に向けたロードマップ	2 6

※東西軸とは、本市のメインストリートである中央通りと東西通りの総称です。

1

はじめに

(1) 背景

本市の中心市街地では、様々な拠点施設が更新時期を迎えており、この転換期を契機ととらえ、まちなかを車中心から「人」中心の空間に再編し、豊かさや幸せをもたらす思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前のように繰り広げられる空間形成を目指しています。

「人」が中心の居心地の良いまちなか形成には、2コア1パークの都市構造のもと、誰もが快適に過ごせる魅力ある拠点整備を行うとともに、拠点をつなぐストリートにおいては、安全に通行できる環境のほか、滞在や交流といった道路空間の利活用がなされ、沿道空間がよりまちに開かれた設えとなる等の一体的な空間の質の向上が重要となります。

本ガイドラインは、このような背景のもと、一方通行化構想のあるメインストリートの東西軸(中央通りと東西通り)を対象に、歩きやすく歩きたくなるメインストリートを官民が連携して実現するための指針として、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示すものです。

今後、本ガイドラインに沿って、将来像や価値観等を官民が共通して持ちながら、連携・協力し、多様な活動の場の実践を繰り返すことにより、豊かな都市空間の実現を目指していきます。

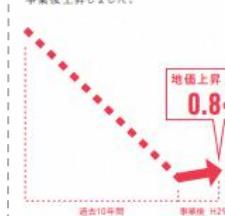
(参考)車中心から人中心に空間再編することの多面的な効果

人中心の空間に転換することにより、人々が安全・快適に滞在できる空間が確保できることに加え、人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出等新たな雇用やビジネスの拡大、沿道商店街の売り上げ上昇等の都市経営に直接寄与する効果が期待できます。

▲ストリートデザインガイドライン-居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書- (バージョン2.0) (国土交通省) の内容を編集

地価の上昇

過去10年間減少を続けていた地価が事業後上昇しました。



▲道路空間の再配分により、6車線あった車道を2車線まで減らしたことで地価の上昇等の効果がみられた愛媛県松山市花園町通り(全国街路事業促進協議会「道をつなげる人がつながる-街路事業のストック効果-」)

中心市街地で進む主な取組み



① 茨木市文化・子育て複合施設
「おにくる」の整備

新たな市の顔としての複合施設や市民が憩い交流するための公園を一体的に整備し、高質で魅力ある都市拠点の形成を図る取組み



② 元茨木川緑地・デザイン

開園から40年を経過した元茨木川緑地について、単なるリニューアルではなく、現状の良さを残しつつ、「市の誇れる財産」として長く親しまれる緑地を目指して更新する取組み



茨木
Ibaraki MichiKuru

③ JR茨木駅西口再整備

市の玄関口として相応しい多様な都市機能の充実を図るとともに、更なる交通環境の向上及び持続性のある魅力・賑わい空間を創出する取組み

④ 阪急茨木市駅西口再整備

より多くの人が訪れ、滞在し、活動したくなるようなまちなかの形成に向けて、おにくるや元茨木川緑地、JR茨木駅、阪急茨木市駅等の拠点を繋ぐ中央通り、東西通りをより魅力的な通りにする取組み

(2) 目的

I メインストリートの将来像やデザイン指針等に対する共感の輪を広げる

本ガイドラインでは、現況調査やワークショップの実施、社会実験での試行を通じて様々な主体とともに考えた、通りの将来像やその実現に向けたデザイン指針等を写真やイメージ図等で視覚的にわかりやすく提示・共有し、共感の輪を広げます。

II 官民の連携により、人を中心の豊かな都市空間の実現に繋げる

本ガイドラインに沿って、官民が協力して多様な主体による活動を様々な場において行われ、思い思いの過ごし方が繰り広げられる人を中心の豊かな都市空間の実現に繋げていきます。

(3) 位置づけ

本ガイドラインは、都市づくりの方針に即した中心市街地に関するまちづくりの考え方や計画と整合・連携を図るとともに、景観計画と整合を図ります。

都市づくりの方針

都市計画マスターplan・立地適正化計画

中心市街地に関する計画

△ 即す

人・プロセス重視のまちづくりの考え方

次なる茨木グランドデザイン

(仮称) 人を中心のまちなか形成に向けた戦略

△ 整合

ストリートデザイン
ガイドライン

△ 連携
△ 中心市街地活性化
基本計画等

△ 整合

景観計画
(景観条例)

△ 整合

屋外広告物条例

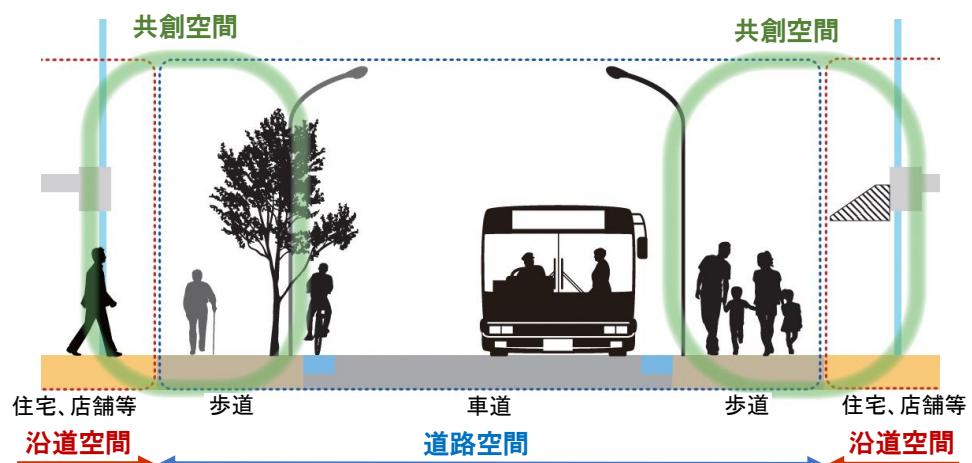
(4) 対象範囲

茨木市の玄関口である JR 茨木駅と阪急茨木市駅を結ぶ、東西軸(中央通りと東西通り)を対象とします。

(5) 対象とする空間

車道や歩道で構成される道路空間と、住宅や店舗等で構成される沿道空間を対象とします。

また、官の道路空間と民の沿道空間が一体となって、滞在や交流といった空間の利活用がなされるところは、居心地の良いまちなか形成にとって重要な空間であることから、本ガイドラインでは、そのような空間を共創空間と位置づけます。



東西軸の特徴・ニーズ

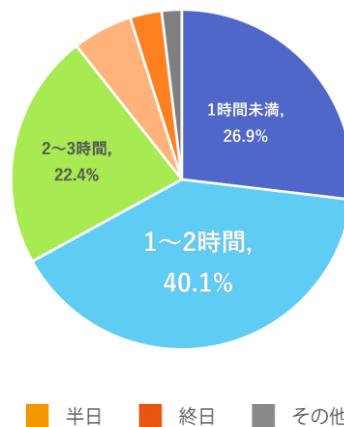
(1) 東西軸や中心市街地の特徴

東西軸の利用者は通勤・通学等の目的地へ向かう移動が多く、中心市街地の滞在は限定的であり、回遊をされていない傾向にあります。

また、中央通りは「お店の賑わい」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」といった、通りごとに異なる特徴を持っていることがわかります。

中心市街地の滞在時間・利用店舗数

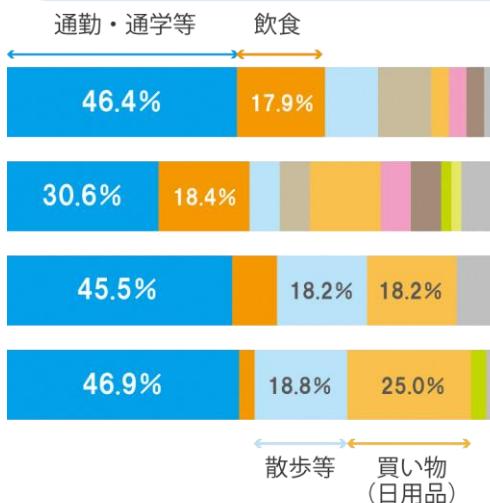
滞在時間は1~2時間、利用店舗数も2~3店舗と滞在は限定的であり、エリア内の回遊が乏しい



▲茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケート (H28)

東西軸の利用状況

各通りの利用は通勤・通学等の移動が多い。次いで、中央通りは飲食利用、東西通りは日用品の買い物、散歩等が多い

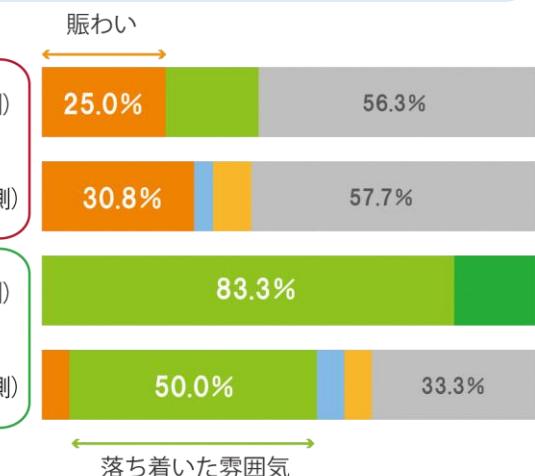


- 通勤・通学などの目的地へ向かう移動
- 散歩などの自由な移動
- 飲食（店舗での飲食）
- 買い物（日用品）
- 買い物（日用品以外）
- お店や事務所の経営
- お店や事務所での勤務
- ジョギングや体操など
- ペンチや軒先などの滞在
- その他

▲東西軸（中央通り・東西通り）の景観形成に関するアンケート調査 (R3)

東西軸の印象

中央通りは「お店の賑わいがある」、東西通りは「落ち着いた雰囲気」という印象



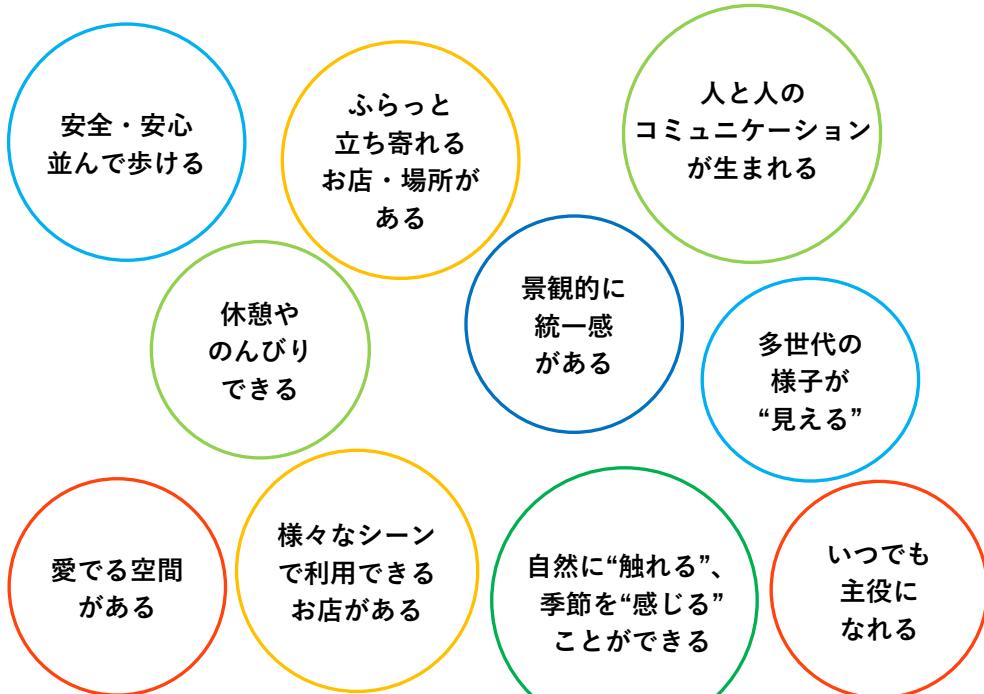
- お店の立地などによる賑わいがある
- 落ち着いた雰囲気だ
- 建物やお店の雰囲気が良い
- 地域活動が活発だ
- 花や緑が多い
- その他（この中にあてはまるイメージはない）

(2) 東西軸に対するニーズ

ワークショップや社会実験の実施を通して、東西軸に対する様々なニーズが寄せられました。

いばらきストリートデザインワークショップ 2021

将来の東西軸に期待する機能や役割



茨木みちくるプロジェクト

メインストリートにおける社会実験 2022

東西軸に期待する利活用や取組内容



休憩や滞在ができる空間が生まれ、道が居場所になってほしい



みちくるの取組みを積み重ねて、まちの雰囲気を変えてほしい

歩行者や自転車が安全に通行できるよう、道路構成を見直してほしい

3

目指すべき将来像

東西軸の特徴やワークショップ・社会実験の実施を通して把握した東西軸に対するニーズを踏まえ、目指すべき将来像をとりまとめました。また、将来像の実現にあたって、重視する4つの視点を整理しました。

目指すべき将来像

人が主役になり、まちの魅力を“つなぐ”2つのメインストリート

市役所、おにくる、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気を演出する歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。

視点1

ゆったり並んで
安全・安心に通行できる

将来像を実現する上で重視する4つの視点

視点2

人と人とのコミュニケーション
を楽しめる

視点3

沿道の賑わいや
うるおいが感じられる

視点4

まちなかの個性がつながり
まちに出かけたくなる



将来像を実現するためのデザイン指針

(1) 中央通りのデザイン指針

①デザインコンセプト

デザインコンセプト

賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、まちの賑わいや人々の活動が広がる通り

中央通りは、古くから人々の往来の道として利用され、飲食店やサービス系店舗が多く並び、人々の行き交う姿や沿道建築物の賑わいが身近に感じられる通りです。

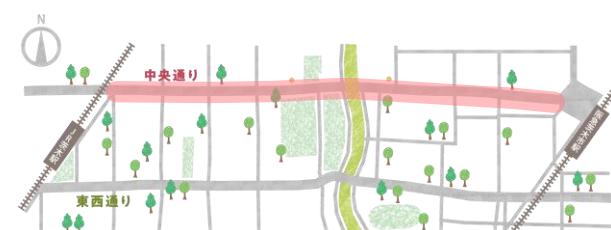
そのため、中央通りでは、通りの「人々の活動や交流による賑わい」「お店の賑わい」を活かしながら、誰もが安心して通行できるとともに、賑わいと交流を育み、より親しみやすい空間を目指します。

道路空間では、人中心となるように自動車と歩行者等が共存し、歩行者や沿道における人々の活動、交流に配慮した空間を目指します。

沿道空間では、歩きたくなる空間を形成するため、商業施設の低層部はまちに開かれた設え等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。

※以下の検討は、今後の交通のあり方等の検討に合わせて行います。

- ・道路空間の再編に関する道路断面の見直し
- ・自転車通行空間の整備形態の選定
- ・沿道土地利用と協調した駐輪施設の配置
- ・荷捌き等のための空間の配置 等



将来像のイメージとデザイン指針のポイント

賑わいがにじみ出す建築物の低層部
やオープンスペース

誰もが安心して通行できる
ゆとりある歩行空間

周辺の景観と調和し、良好なまちなみ
を形成する沿道建築物



2040年頃のイメージ

自動車と歩行者等が共存
できる人を中心の道路空間

自然とコミュニケーションや交流
が生まれる休憩空間

賑わいや交流を生み出す
歩道空間

※将来像は現時点のイメージであり、今後の詳細な検討・協議により変更となる可能性があります。

②道路空間のデザイン指針

道路空間の整備に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

- ・歩行者と自動車等が共存し、人中心となるように、歩行者や沿道における人々の活動・交流に配慮した道路空間を目指します。
- ・歩道空間は温かみが感じられる形態を基本とし、ゆとりある歩行空間と休憩施設の設置、多様な活動・交流を楽しむことができる空間の創出を目指します。
- ・歩道空間と色調を合わせたり、舗装材等による車道空間の高質化を目指します。
- ・歩道の構造は誰もが安心して通行できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、段差が緩和されるフラット式を基本とします。



▲活動や交流を創出している人中心の道路空間の例（神戸市HP）



▲温かみが感じられる歩道空間の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド(国土交通省))



▲活動や交流が楽しめる歩道空間の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド(国土交通省))



▲舗装材により高質化した車道空間の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド(国土交通省))

歩車共存空間の整備のねらい

歩行者に優先権を与える形で自動車と歩行者が共存できる空間を整備することで、人々の交流、新たな価値や活動の創出やこどもから高齢者まで誰もが安全に利用することができる空間となります。



▲まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド（国土交通省）の内容を編集

空間構成要素に関する考え方

□歩道舗装

- ・舗装色は、まちの背景となるとともに、多様な色調の沿道建築物と調和し、活気や親しみやすさが感じられる彩度を抑えた色彩を基本とし、明度は4~7程度とします。
- ・舗装のデザインは、そぞろ歩きを促すような、動きや変化、テンポのよさが感じられる配置パターンを検討します。ただし、舗装を混色とする場合は、色数を少なくし、明度差1.5を上回るコントラストの強い配色は避けることとします。

(舗装の配置パターンの例)



- ・舗装の材質は、歩きやすさやユニバーサルデザインを考慮するとともに、保水・遮熱機能等を有する環境に配慮したものを基本とします。また、良好な景観が維持されるように、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、技術革新による新素材を積極的に検討します。
- ・点字ブロックは、視覚障害者の見え方に配慮し、周囲の路面との輝度比2.0程度を確保しつつ、周辺の景観と調和したものを基本とします。

□街路樹

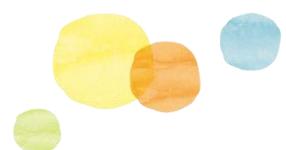
- ・賑わい・交流を図る空間を優先するため、比較的空間が確保できるところでは、スポット的に配置し、まちなみのアクセントや休憩空間等の創出を目指します。



▲まちなみのアクセントとなる街路樹の例
(蒲田東口おいしい道計画 HP)



▲休憩空間を創出するスポット的な街路樹の例 (国土交通省 HP)



□街路灯

- ・まちの賑わいや一体感を演出するため、イベント等に合わせてバナーやフラッグを掲示できるものを基本とします。
- ・支柱の色彩は、周辺の景観と調和する、ダークグレーやダークブラウンを基本とします。
- ・照明は、温かみが感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を基本とします。



▲周辺の景観と調和した街路灯支柱の例



▲温かみが感じられる照明の例 (岡山市 HP)

色温度について

すべての光源は固有の色味をもっており、それを表す単位として色温度が使われます。色温度はK(ケルビン)で表され、例えば、白熱電球の光(2800K)はオレンジ色であり、満月の光(4000K)は白から青みがかっています。

人は色温度の高い光の下では緊張感が増して活動的になり、色温度の低い光の下では安らぎと高級感をおぼえてリラックスすることが判明しています。

▲大阪光のまちづくり技術指針第2版(光のまちづくり推進委員会)の内容を編集



▲光害対策ガイドライン (改訂版) (環境省)

□その他

- ・道路の付属物(防護柵、標識、その他工作物)は、集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物は、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・良好なまちなみの形成やゆとりある空間を確保するため、無電柱化を推進します。



▲色彩やデザインを統一した道路の付属物の例



▲色彩やデザインを統一した工作物の例
(国土交通省 HP)

③沿道空間のデザイン指針

沿道空間の形成に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

■沿道空間

- ・道路空間と一体となって、沿道による賑わいや人々の活動・交流が広がる空間の形成を目指します。
- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、建築物の低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなみの連続性等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースの確保を誘導します。
- ・茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を形成するため、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。



▲道路空間と一体となった活動や交流が広がる沿道空間の例（多様なニーズに応える道路の事例集（国土交通省））



▲まちに開かれた建築物の低層部の例

空間構成要素に関する考え方

□用途

- ・人の目に触れやすい建築物の低層部は、店舗を中心に、人々の活動や交流による賑わいが感じられる用途を推奨します。
- ・上記以外の用途の場合は、1階部分に休憩できる空間を配置する等、まちの賑わいを途切れさせないような設えを推奨します。

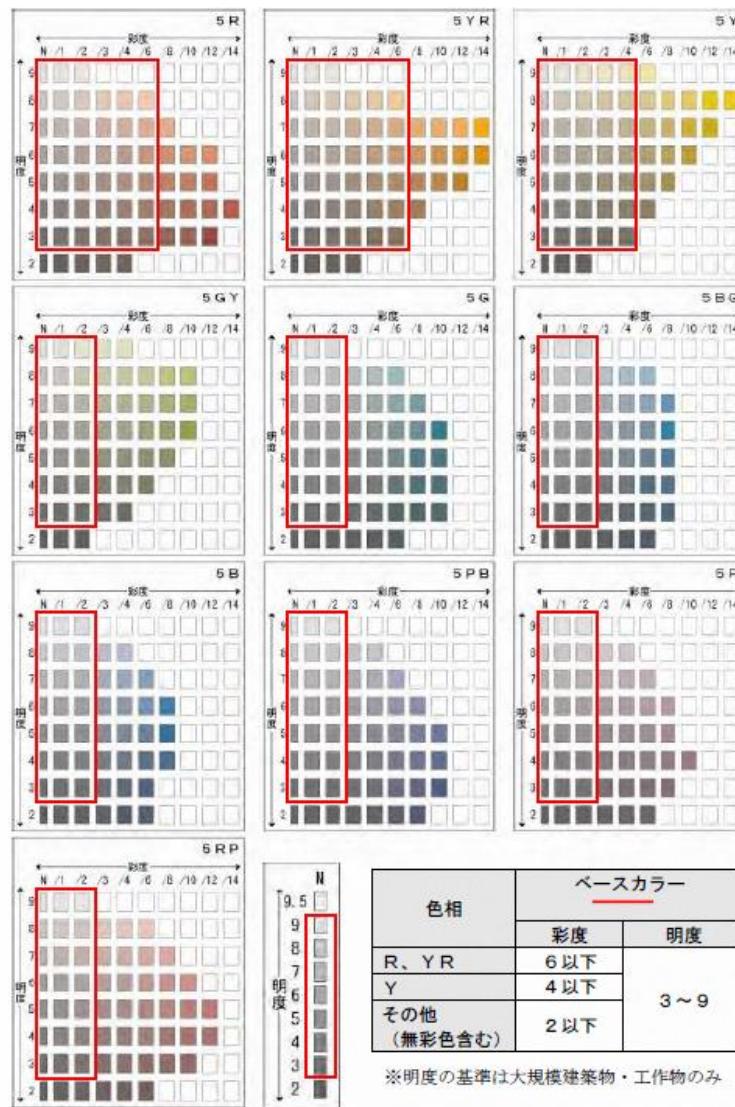


▲賑わいが感じられる用途(店舗)の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
(国土交通省))

□形態・意匠・色彩

- ・沿道建築物は、周辺の景観と調和し、良好なまちなみを形成するため、窓の庇や窓枠のラインを揃える等、全体としてバランスのとれた形態、意匠を誘導します。
- ・中高層建築物等は、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減することとします。
- ・電気・ガス・給水等の外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置へ設置するように誘導します。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とします。
- ・沿道建築物等の色彩は、周辺の景観と調和し、明るく賑わいの感じられるものとします。ベースカラーは次頁の基準に適合させ、基準を超える色は、各立面の1/20以下とします。
- ・駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、原則として通りに面して設置しないこととします。

(参考：東西軸における建築物等の色彩基準)



口壁面

- ・商業施設の低層部は、施設内の人々の動き・様子が見え、歩道から賑わいのにじみ出しが感じられるように、オープンな設え(開口部の確保、ガラス等透過性のある素材の活用等)を推奨します。
- ・店舗の個性やまちの連続性を創出できるように、ショーウィンドー等の積極的な活用や透過性の高いシャッターの設置を推奨します。
- ・ガラス等の透過性の高い素材を活用する場合は、窓面利用広告物等で覆わず、窓面から見える店内を魅力的に演出することを推奨します。



▲賑わいのにじみ出しが感じられるオープンな設えの例



▲店舗の個性が感じられるショーウィンドーの例

口照明

- ・魅力的な夜間景観の創出のため、開口部から漏れる温かな灯り、壁面や植栽のライトアップ等を推奨します。
- ・温かみや親しみやすさが感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を推奨します。



▲壁面や植栽をライトアップした店舗の例

□セットバック空間

- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりあるまちなみを形成するために、建築物の1階部分は道路境界より原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保することとします。
- ・オープンスペースでは、テラスやカウンター、ベンチ等の設置や植栽の設置等、まちに開かれた設えを推奨します。また、歩道との間に段差を設けないように誘導します。



▲テラス席等を設置したオープンスペースの例



▲カウンター等を設置したオープンスペースの例（国土交通省 HP）

□屋外広告物

- ・通りのアクセントとなり、賑わいを演出する屋外広告物を推奨します。
- ・人中心の視点のもと、配置や配列、規模等を整理し、建築物の低層部に集約するように誘導します。
- ・賑わいの連続性を創出するために、隣接する建築物同士で屋外広告物の掲出位置や大きさを揃えることを推奨します。



▲賑わいを演出する広告物の例



▲建築物の低層部に集約した広告物の例

□緑化

- ・原則として道路側に緑を配置します。
- ・まちを華やかに彩る植栽(草花・樹木)の設置等を推奨します。
- ・建築物では、壁面緑化等を推奨します。
- ・駐車場等の道路に面した部分には、樹木の設置等の緑化を誘導します。



▲まちを華やかに彩る草花の例

(2) 東西通りのデザイン指針

①デザインコンセプト

デザインコンセプト

身近にうるおいを感じる良質で落ち着きのあるデザイン

自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でささやかな交流を楽しむ
自由に過ごせる落ち着いた通り

東西通りは、中央通りに比べて歴史が浅く、連続して街路樹が並んでいます。沿道は、住宅や住商併用建築物が多く、区画が比較的大きい、落ち着いた印象のまちなみを形成しています。

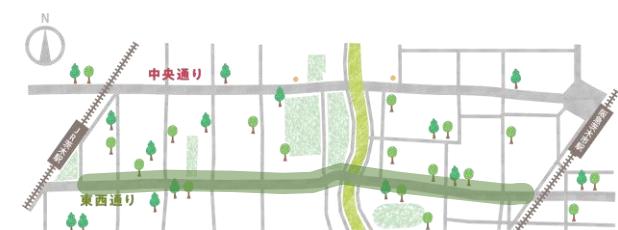
そのため、通りの「緑のうるおい」「落ち着いた雰囲気」を活かしながら、誰もが安心して通行できるとともに、緑に包まれ、行き交う人々がより身近にうるおいを感じ、良質で落ち着きのある空間を目指します。

道路空間では、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された空間の形成を目指します。

沿道空間では、積極的な緑化やオープンスペースの整備等を推奨するとともに、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。

※以下の検討は、今後の交通のあり方等の検討に合わせて行います。

- ・道路空間の再編に関する道路断面の見直し
- ・自転車通行空間の整備形態の選定
- ・沿道土地利用と協調した駐輪施設の配置
- ・荷捌き等のための空間の配置 等



将来像のイメージとデザイン指針のポイント

周辺の景観と調和し、落ち着きのある建築物の低層部

緑によるうるおいが感じられる
ゆとりあるオープンスペース

誰もが安心して通行できる
ゆとりある歩行空間

2040年頃のイメージ



様々な人が自由に過ごせる休憩空間

豊かな緑を際立たせつつ、
洗練された歩道空間

※将来像は現時点のイメージであり、今後の詳細な検討・協議により変更となる可能性があります。

②道路空間のデザイン指針

道路空間の整備に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

- ・街路樹や沿道空間の植栽等の豊かな緑が際立つように、シンプルな形態を基本としつつ、うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間を目指します。
- ・歩道空間と色調を合わせる等、車道空間の高質化を目指します。
- ・歩道は誰もが安心して通行できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、段差が緩和されるフラット式又はセミフラット式を基本とします。



▲洗練された道路空間の例
(まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド
(国土交通省))



▲歩道空間と色調を合わせた車道空間の例
(蒲田東口おいしい道計画 HP)

空間構成要素に関する考え方

□歩道舗装

- ・舗装色は、豊かな緑を際立たせつつ、沿道の落ち着いたまちなみと調和し、上質感を演出する色彩を基本とし、明度は4～7程度とします。
- ・舗装のデザインは、落ち着きやゆとりが感じられるような配置パターンを検討します。
- ・舗装の材質は、歩きやすさやユニバーサルデザインを考慮するとともに、保水・遮熱機能等を有する環境に配慮したもの的基本とします。また、良好な景観が維持されるように、維持管理のしやすさにも配慮しつつ、技術革新による新素材を積極的に検討します。
- ・点字ブロックは、視覚障害者の見え方に配慮し、周囲の路面との輝度比2.0程度を確保しつつ、周辺の景観と調和したものを基本とします。



▲周辺の景観と調和し、上質感を演出する
舗装色の例 (多様なニーズに応える道路の事例集
(国土交通省))



▲落ち着きやゆとりが感じられる舗装
デザインの例

□街路樹

- 歩道空間が緑に包まれ、行き交う人々が自然による癒しが感じられるように、高木の街路樹を連続した配置を基本とします。
- 樹木の形は洗練され、木漏れ日が感じられる並木道の形成を基本とします。

(自然による癒しが感じられる街路樹の例)



□その他

- 道路の付属物(防護柵、標識、その他工作物)は、集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物は、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- 良好なまちなみの形成やゆとりある空間を確保するため、無電柱化を推進します。



▲色彩やデザインを統一した道路の付属物の例



▲色彩やデザインを統一した工作物の例
(国土交通省 HP)

□街路灯

- イベント等に合わせてバナーやフラッグを掲示できるものを基本とし、周辺の景観と調和したデザインとします。
- 支柱の色彩は、周辺の景観と調和する、ダークグレーやダークブラウンを基本とします。
- 照明は、温かみが感じられるように、暖色系の電球色に近い色温度を基本とします。



③沿道空間のデザイン指針

沿道空間の形成に関する配慮事項として、空間形成に関する考え方と、その構成要素に関する考え方を示します。

空間形成に関する考え方

■沿道空間

- ・道路空間の街路樹と連携し、積極的な緑化やオープンスペースの整備により、身近にうるおいを感じ、良質で落ち着きのある空間の形成を目指します。
- ・歩きたくなる空間を形成するため、歩行者等に配慮した、建築物の低層部の開放性や夜間景観の演出、まちなかの連続性等を誘導します。
- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりの感じられるまちなみを形成するため、建築物等の前面にオープンスペースの確保を誘導します。
- ・茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観を形成するため、周辺の景観と調和し良好なまちなみを形成する建築物を誘導します。



▲うるおいが感じられる良質で落ち着いた
オープンスペースの例



▲まちに開かれた建築物の低層部の例

空間構成要素に関する考え方

□用途

- ・人の目に触れやすい建築物の低層部は、周辺の景観と調和した店舗を中心に、落ち着きが感じられる用途を推奨します。
- ・上記以外の用途の場合は、縁を感じながら休憩できる空間を配置する等、まちなみを途切れさせないような設えを推奨します。



▲落ち着きが感じられる用途(店舗)の例

□形態・意匠・色彩

- ・沿道建築物は、周辺の景観と調和し、良好なまちなみを形成するため、窓の庇や窓枠のラインを揃える等、全体としてバランスのとれた形態、意匠を誘導します。
- ・中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減することとします。
- ・電気・ガス・給水等の外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置へ設置するように誘導します。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とします。
- ・沿道建築物等の色彩は、周辺の景観と調和し、落ち着きの感じられるものとします。ベースカラーは基準(p.12)に適合させ、基準を超える色は、各立面の 1/20 以下とします。
- ・駐車場の出入口は、まちなみの連続性に配慮し、原則として通りに面して設置しないこととします。

□壁面

- ・商業施設の低層部は、歩きたくなる空間を形成するため、オープンな設え(開口部の確保、ガラス等透過性のある素材の活用等)を推奨します。
- ・店舗やまちの個性が創出できるように、ショーウィンドー等の積極的な活用や透過性の高いシャッターの設置を推奨します。
- ・ガラス等の透過性の高い素材を活用する場合は、窓面利用広告物等で覆わず、窓面から見える店内を魅力的に演出することを推奨します。



▲開口部を確保したオープンな設えの例



▲店舗の個性が感じられるショーウィンドーの例



▲壁面や植栽のライトアップの例

□セットバック空間

- ・居心地が良く滞在でき、ゆとりあるまちなみを形成するために、建築物の1階部分は道路境界より原則として1m以上のセットバックを行い、オープンスペースを確保することとします。
- ・オープンスペースは、縁によるうるおいを感じながら佇んで街を眺めたり、休憩したりできるように、植栽等を設置するとともに、軒や庇、日除け、ベンチの設置等を推奨します。また、歩道との間に段差を設けないように誘導します。
- ・ゆとりのあるオープンスペースについては、道路に面して、行き交う人が自由に利用でき、活動や交流、休憩等の場の創出を推奨します。



▲植栽とベンチを設置したオープンスペースの例



▲活動や交流、休憩の場を創出したゆとりあるオープンスペースの例（居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン（国土交通省）

口緑化

- ・原則として道路側に緑を配置します。
- ・道路空間の街路樹と連携し、緑豊かな景観を形成する植栽(草花・樹木)の設置等を推奨します。
- ・建築物では、壁面緑化等を推奨します。
- ・駐車場等の道路に面した部分には、樹木の設置等の緑化を誘導します。

(緑豊かな植栽や壁面緑化等の例)



口屋外広告物

- ・店舗と一緒に、落ち着きある空間を形成する良質なデザインを推奨します。
- ・人を中心の視点のもと、配置や配列、規模等を整理し、建築物の低層部に集約するように誘導します。
- ・通りの連続性を創出するために、隣接する建築物同士で屋外広告物の掲出位置や大きさを揃えることを推奨します。



▲建築物と調和し、建築物の良い印象を引き立てた広告物の例



▲建築物の低層部に集約した広告物の例

5

将来像の実現に向けて

(1) 将来像を実現するための運用体制

将来像の実現には、行政による道路空間の整備、沿道事業者等による共創空間の利活用や沿道空間の形成が必要であり、それらを推進するためには、本ガイドラインの周知を図り、適切に運用していくことが求められます。そのため、行政と沿道事業者等が共通認識のもと連携できるように、以下のとおり、運用体制を整理します。

道路空間については、交通のあり方検討の段階から「(仮称)ストリートデザイン調整会議」(右記参照)を立ち上げ、沿道事業者や市民の皆さん等の意見等を聴取しながら社会実験の実施や(仮称)基本計画の策定を行い、実施設計・工事へ反映していきます。

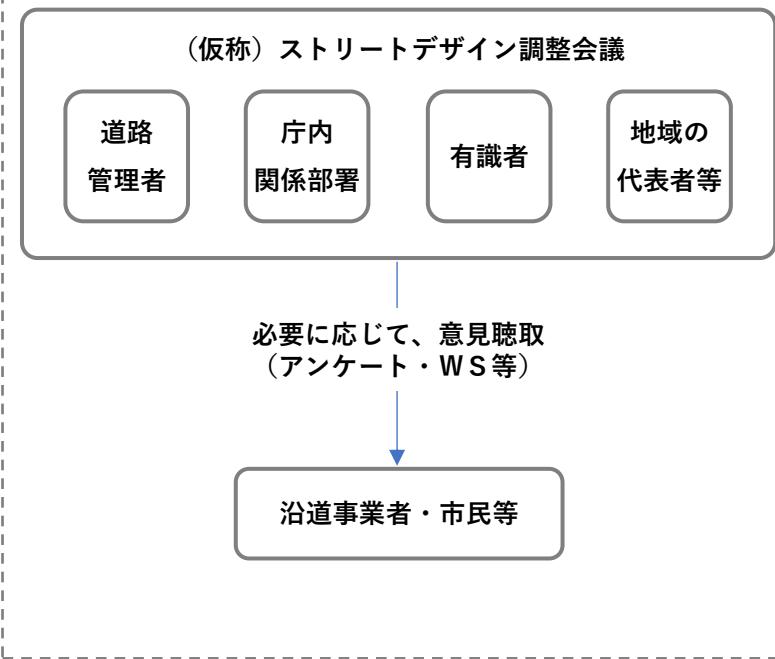
共創空間については、沿道事業者等との意見交換や(仮称)ストリートデザイン調整会議を活用しながら利活用の実施を支援する等、利活用運営組織の体制づくりに繋げていきます。

沿道空間(建築物や屋外広告物等)については、本ガイドラインと整合した景観条例・屋外広告物条例等に基づく事前協議、各種届出・許可により誘導を図ります。



(仮称)ストリートデザイン調整会議 とは

将来像の実現に向けた道路、共創空間のデザイン等の具体的な協議・調整を行う会議体であり、道路管理者や茨木市の府内関係部署のほか、有識者や地域の代表者等での構成を想定しています。



※調整会議での協議等を通じ、沿道空間の景観向上の重要性などの啓発を行い、地域主体の景観形成の仕組みづくりに繋げる。

(2) ともに創るストリートの実現に向けて

①「人」が主役となり、「人」の活動が景色となるストリートへ

本市の中心市街地では、思い思いの活動や過ごし方が、様々な主体により当たり前のように繰り広げられ、豊かさや幸せを実感できる「人」が中心の居心地のよいまちなか形成を目指しています。

東西軸も同様に、本ガイドラインのデザイン指針に沿って行政が整備する、「ハードの魅力」を高めるのはもちろんのこと、共創空間の利活用がなされ、沿道事業者等や市民の皆さんによる様々な活動等が生み出されることを通して、ストリートに「ソフトの魅力」を加えていくことが、茨木らしい個性あるストリートの実現に必要だと考えています。そのため、東西軸では、沿道事業者等や市民の皆さんと行政とで「ともに創るストリート」を目指します。

②皆さんの「やってみたいこと」を具現化し、活動を広げていく

将来像の実現に向けて、まずは、沿道事業者等や市民の皆さん一人一人が「やってみたいこと」を具現化し、小さな変化を起こしてみる等の小さな活動から段階的に活動を広げていくことが大切だと考えています。

これまで、東西軸においてはワークショップを開催し、将来像や実現したい活動を話し合って、社会実験の実施、検証を重ねてきました。また、東西軸周辺では思い思いに活動できる育てる広場「IBALAB@広場」の活用に加え、おにくるや元茨木川緑地の拠点整備等も進み、まさに「やってみたいこと」ができる場所が、どんどん生まれていこうとしています。

これらを活かして、沿道事業者等や市民の皆さんとともに勉強会やワークショップ等の場を引き続き行いながら、小さな変化を起こすきっかけの場等を支援していきます。

そして、皆さんの「やってみたいこと」を実験的に具現化し、多様な人とつながり、活動を広げながら、東西軸全体での取組みに広げていく後押しをしていきます。

(これまでの活動)



←過去のワークショップの様子

みんなで勉強したり意見交換したりすることで
まちのイメージがふくらむね！



過去の社会実験の様子→



東西軸ではどんな活動がマッチするかな？



③小さな活動からのステップアップイメージ

沿道事業者等や市民の皆さんが「やってみたいこと」を行政が一緒に支援していきます。

実験的に小さな変化を繰り返し、仲間や活動を繋いでいきながら、ともに将来像の実現を目指しましょう。

沿道事業者等や市民の皆さん、
それぞれの興味関心事から小さな変化を起こし、
繰り返すことで、仲間や活動を広げていきましょう。



④小さな変化を起こす具体的な取組アイデア

共創空間を利活用することで、多くの方に見ていただき、実感を持って認知されたり、共感できる仲間を増やしたりといった効用があります。下記の取組みを参考にイメージしながら、敷地内や軒先等から、ストリートを魅力的にする小さな変化を生み出していきましょう。

“ストリート”を使いこなし、楽しめる場に！

<一人で、お店で、仲間で>

まずは軒先や、敷地の中から



バナーで
一体感を演出する



のれんで店舗の個性
を創出する

草花で軒先を華やか
に演出する

<通りで、行政と協力して>

滞在できる場づくり



通りにパークレットを設置して、
休憩や滞在できる空間を創出する



通りにテラス席を設置して、
賑わいや交流を生み出す

一息つく、会話が生まれる場所づくり



軒先にひとやすみできる
休憩場所を設ける



軒先で滞在や交流、イベント
スペースを創出する



軒先に商品を並べて、
歩行者を引きつける

緑を通じた場づくり



通りの花壇を団体等でお世話して、
歩行者に憩いを提供する



店舗等の管理で通りに緑を設置して、
歩行者に憩いを提供する

行きたくなる/遊びたくなる場づくり



歩行者が楽しめる季節感を
創出する（クリスマス等）



まちなかの店舗を楽しめるイベント
を開催する（まちなかバル等）



まちなかを回遊するイベントを
開催する（スタンプラリー等）

道路等を使った場づくり（イベント等）



こどもたちの遊び場として、歩行者
空間化したイベントを開催する



行きたくなる場づくりとして、
歩道でイベントを開催する

(3) 支援メニュー

沿道空間の形成や共創空間の利活用に向けた行政の取組みや制度等について紹介します。また、今後、新たな制度の導入についても検討します。

■本市の支援制度

まちづくりアドバイザーの派遣制度

市民による自主的、主体的なまちづくり活動を行う団体に対して、都市計画やまちづくりの専門家等を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣制度」により、まちづくり活動を支援しています。

茨木市提案型公益支援事業(自由テーマ型事業)

様々な地域課題の解決と市民公益活動団体等と行政との協働体制を構築するため、「茨木市提案型公益活動支援事業補助要綱」に基づき、市民公益活動団体等の自由な発想による自主的・自発的に行う公益活動に対して、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額(上限額まで)を補助しています。

民有地緑化事業

緑あふれる魅力あるまちづくりを進めるため、「茨木市民有地緑化事業補助要綱」に基づき、民有地での緑化について、その費用の一部を補助しています。



■今後、導入を検討する取組み・制度

まちなかウォーカブル推進事業

国土交通省では、車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市や民間事業者等が実施する取組みを重点的・一体的に支援する「まちなかウォーカブル推進事業」を創設しました。

東西軸においても、この事業を積極的な活用を検討し、官民連携のもとで「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進します。



▲国土交通省 HP

歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）

歩行者利便増進道路は、「賑わいのある道路の構築」のための制度で、道路を歩行者が安全かつ円滑に通行できるとともに、通行以外の目的にも柔軟に利活用しやすくなるために指定するもので、歩行者の利便増進を図る区間(特例区域)では、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。

茨木市では、道路空間の利活用を促進するため、ほこみち制度の活用について検討します。



▲国土交通省 HP

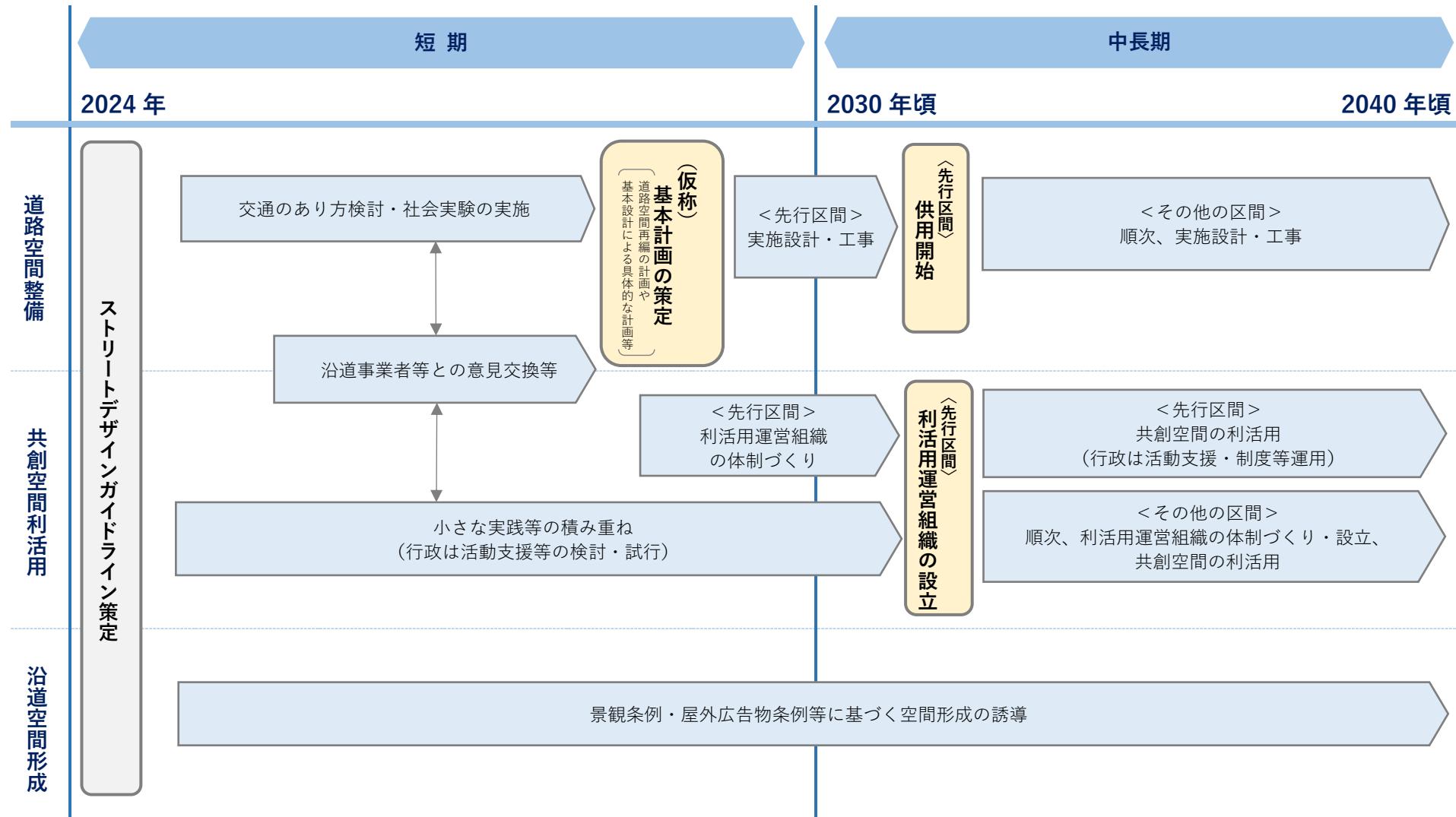
共創空間利活用の支援（助成制度等）

賑わいの創出につながる沿道空間のオープン化等に対する助成制度について検討します。

また、道路等の公共的空間を利活用する場合、市の担当部署や警察との協議や各種申請・手続きが必要となるため、沿道事業者等や市民の皆さんと協議や各種申請・手続きが円滑に行えるように、環境の整備を検討します。

(4) 実現に向けたロードマップ

本ガイドラインに沿って、短期には、一部先行区間における道路空間の整備に向けた取組みを進めます。また、沿道空間では建築物の建て替え等に合わせて魅力的な空間形成の誘導を図るとともに、共創空間では沿道事業者等と一緒に小さな実践等を積み重ねる等利活用に向けての機運醸成に取り組んでいきます。中長期には、道路空間の整備を進めるとともに、沿道空間の形成や共創空間の利活用を東西軸全体に広げていき、本ガイドラインに示した将来像の具現化を目指していきます。



※本ガイドラインは、今後の取組みに合わせて、必要に応じて適宜、更新します。



茨木市東西軸
ストリートデザインガイドライン(素案)

茨木市 都市整備部 都市政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8-13

電話: 072 (620) 1660

メール:toshi@city.ibaraki.lg.jp

